

入札説明書

令和8年1月30日
入札執行者
秋田県総務部広報広聴課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）等に基づき令和8年1月30日（金）に公告した条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

1 競争入札に付する事項

（1）業務名及び数量

令和8年度秋田県広報紙及びウェブサイトへの広告掲載業務 一式

（2）業務の仕様等

仕様書のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。

（3）秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

（4）秋田県内に本社、支社又は営業所を有すること。

（5）4（1）ア（ア）の競争入札参加資格確認申請書を提出した日から入札日の間において県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

（6）当該入札に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県総務部広報広聴課

（電話番号：018-860-1076、メールアドレス：joukai@pref.akita.lg.jp）

4 入札参加資格確認申請書等の提出等

(1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書、会社概要及び過去3年間の主な媒体制作等実績、競争入札参加資格申請者役員等調書を次により提出し、2に規定する入札参加資格の全てを満たしていることの確認を受けなければならない。

ア 提出書類等

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 会社概要及び過去3年間の主な実績（様式第2号）

(ウ) 競争入札参加資格申請者役員等調書（様式第3号）（秋田県電子業者登録システムの物品供給業者等登録名簿に登録している者は、不要）

イ 提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月9日（月）の午前9時から午後5時まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）

第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

ウ 提出方法

アに定める書類の提出は、3の場所に持参により提出すること。ただし、郵送する場合は、イの期間内に必着とすること。

(2) 期限までに(1)アに定める書類を提出しない者、提出書類に虚偽の記載が判明した者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の確認結果については、令和8年2月24日（火）までに、書面により電子メールで通知する。

(4) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年2月25日（水）午後5時までに書面（任意）で電子メールにより提出すること。

回答は、書面を受理したときから5日以内に、説明を求めた者に対して電子メールにより書面でその理由を説明する。

(5) 確認資料の説明会及び現場説明会は、実施しない。

(6) 確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(7) 提出された確認資料は、返却しない。なお、確認資料を公表し、また無断で使用することはしない。また、確認資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、令和8年2月3日（火）午後5時まで書面（任意様式）で電子メールにより行うこと。

(2) 上記質問に対する回答は、令和8年2月5日（木）まで秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「県政情報」—「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」—「その他の入札情報」に掲載する。なお、質問に対する回答の掲載期間は、令和8年2月9日（月）午後5時までとする。

6 入札書の受領場所等

(1) 入札執行の日時及び場所

令和8年3月6日（金）午前10時30分
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県庁本庁舎地下1階 入札室

(2) 入札書の様式

別添の入札書（様式第4号）とする。

(3) 入札者は、入札書を封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の商号又は名称等」、「開札日」及び「入札に付する事項の契約名称」を記載の上、提出すること。

(4) 入札者は、入札書を原則として当日持参するものとし、やむを得ない場合は、郵送によることができる。（郵送による場合は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」の旨を表記し、中封筒には（3）の内容を記載すること。なお、入札執行者宛の親展とし、配達証明書付郵便書留により（5）に示す提出期限までに必着すること。期限までに到着しないものは無効とする。）

(5) 郵送による入札書の提出場所及び提出期限

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部広報広聴課
令和8年3月5日（木）午後5時まで

7 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人の出席のもと行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状（様式第5号）を要する。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

- (5) 入札は原則3回を限度とし、落札者のない場合は手続をやり直すか、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の高い者を対象者として随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 開札に立ち会う場所に持参するもの
- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - イ 再度の入札に使用する印鑑
 - ウ 委任状（代表者等から入札等に関する委任を受けた者に限る）
- (7) 入札者が1者であった場合であっても、原則として入札を有効なものとして執行するものとする。

8 契約の方法

契約の方法は一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額（ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書又は郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）の入札保証金を納付しなければならない。なお、入札保証金については、入札開始の前までに納付するものとし、3の場所に手続を行うこと。入札終了後直ちに還付する。落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額（ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書又は郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）の契約保証金を納付しなければならない。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金又は契約保証金の納付を免除される者

- ア 入札保証金については、（ア）又は（イ）の書類を令和8年2月9日（月）午後5時までに提出し、審査の結果、免除を認められた者とする。
 - （ア）県を被保険者とする入札保証保険契約証書
 - （イ）過去2年の間に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、

- 当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行したことを確認できる書類（複数の契約書及び履行を確認できる支払通知書等の写しを提出すること。）
- イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、又は上記（イ）の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者とする。
- ウ 審査資料等提出場所
別添の入札保証金及び契約保証金免除申請書（様式第6号）に確認書類を添付して3の場所に提出すること。

10 入札書の書換え等の禁止

入札書の書換え、引替え及び撤回をすることはできない。

11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
ア 委任状を持参しない代理人のした入札
イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足がある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

12 落札者の決定の方法

秋田県財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

13 その他

- (1) 契約書作成の要否
要
(2) 守秘義務

入札説明書の交付を受けた者は、秋田県から提供を受けた文書、図面、データ等全てについて守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、秋田県提示資料を本件の調達手続以外の目的に使用してはならない。

(3) 支払条件

秋田県が行う検査に合格した後、適正な支払請求書に基づいて支払う。

(4) 苦情の申立て

本手続に関して不服がある場合には、当該通知日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てをすることができる。